

介護

介護保険料を特別徴収で納めている皆さんへ

現在、介護保険料を年金天引きで納めている（特別徴収）

【図表1 仮徴収と本徴収】

年 度	14年度	15 年 度					
年金受給月	15年2月	4月	6月	8月	10月	12月	16年2月
徴収区分	本徴収	仮徴収			本徴収		

【図表2 所得段階別特別徴収期割額】

(単位：円)

所得段階	保険料額 (年額)	15年4月	6月	8月	10月	12月	16年2月
第1段階	21,600	3,300	3,300	3,300	3,900	3,900	3,900
第2段階	32,400	4,900	4,900	4,900	5,900	5,900	5,900
第3段階	43,200	6,500	6,500	6,500	7,900	7,900	7,900
第4段階	54,000	8,200	8,200	8,200	9,800	9,800	9,800
第5段階	64,800	9,800	9,800	9,800	11,800	11,800	11,800

方は、8月で仮徴収が終了し、10月から本徴収が始まります。本徴収額は、7月で確定した所得段階に基づく保険料額から、4・6・8月で納めていただいた仮徴収額を差し引いた差額で、10・12・2月の年金で納めていただきます。

(図表1参照)

なお、平成15年度の介護保険料は3年に1度の事業計画

見直しのため、14年度の金額と異なります。このため、前年と同じ所得段階であっても、8月以前と10月以降では、納める金額に差が生じてきます。

詳しくは、図表2をご参照ください。

ただし、図表2は、14年度中に所得段階に変更がなく、引き続き15年度も同じ所得段階の場合です。14年中に所得段階の変更があった方は15年度に所得段階が変わった方は、図表2と異なります。

問い合わせ

役場介護保険課保険料係

☎985-4115



水道メーター検針員募集

水道課では、町内在住者で水道メーターの検針をしていただける方を1名募集します。なお、詳細については次のとおりです。

委託料

毎月検針1件につき65円

契約期間

平成16年3月31日まで

(年度単位で延長あり)

募集期間

10月10日(金)まで

執務時間中

申込方法

①履歴書②住民票(抄本)

③写真1枚④本人及び世帯主の納税証明

前記書類を水道課へ持参してください。なお、提出された書類は返却しません。

審査方法

書類審査の上、面接により決定します。

問い合わせ

役場水道課業務係

☎985-4133

検針区域

神崎(約400件)

業務時間

毎月17日～23日の1週間内

水道検針員の担当地区の変更について

10月から筒井の検針が替わります

委託者名 (検針員)	検針地区
竹田 明子	筒井
戎屋 多恵子	



委託者名 (検針員)	検針地区
大野 美保	筒井
戎屋 多恵子	